奈良市民だより

昭和26年2月14日印刷
昭和26年2月15日発行

奈良市民だより
【第六號】

發行所
奈良市役所広報文書課
編輯發行人 川尻利一
印刷所 奈良共同印刷

★貴方の愛犬にこの鑑札を

「狂犬病予防法」によりまして畜犬には登録済と注射済の二つの鑑札を常につけておいて頂かないと野犬として捕獲されたり、罰金がかかりますので愛犬家の方で未登録の方は市衛生課でいつでも受付致しますから至急その手続をして下さい。

地方選擧の期日定まる!!

市長、市會議員 四月二十三日
知事、縣會議員 四月三十日
地方自治確立の成否をかけた今次改選の重大性

新しい憲法の保障する「地方自治の本旨」にもとづいて四年前、私達の手で選んだ知事、市長並びに縣及び市の議会の議員の任期は、来る四月に満了するので、これの改選に当つて、さきの國会から継続審議中であつた「地方公共團体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案」は、休会開けの第十國会において衆、参両院協議会で意見がまとまり、去る二月一日法律第二号をもつて公布せられた。

★地方選擧にのぞむ私達の心構え

これら四つの地方選挙は四月二十三日に市長と市会議員、四月三十日に知事と縣会議員の選挙を組合せて行われることとなりましたが、これにのぞむ私達の心構えは、どうあるべきでしようか。

新憲法を貫ぬく政治的基本原理は、いうまでもなく民主主義であり、人は法の下に平等であり、自由と平和を旨として、國民すべてが健康で文化的な生活を営むことのできる國家を再建することであります。これがため、「國民の、國民による、國民のための政治」即ち民主政治を確立するため、住民自らの創意と責任によつて、その地方を治める地方自治を憲法は保障したわけであります。

★私達の住む市や縣を治めるのは私達自身である

憲法は、主権が國民にあることを宣言しています。主権在民といえば難しいようですが、結局國や縣や市を治めるのは私達自身であるということです。ただ、私達全部が政治にばかり頭を使つているわけにもゆかず、又事実國民全部が一ケ所に集つて相談することもできませんから、止むなく私達の代表として、國会議員や知事、市町村長をはじめ、縣や市の議会の議員を選挙して、これらの人達に一應政治を委す仕組みになつているのですが、決してこれらの人だけが政治をするのではなく、主権（政治をする権利）は、あくまで私達自身が持つているのです。だから、私達は、自分に代つて政治を行つてくれる人を選ぶのには、慎重に考えて投票しなければならないわけです。眞に私達の代表者として恥づかしくない人を選ぶことが私達の住む市や縣を住みよい、明るいものにする唯一の方法であるといわねばなりません。

★新地方自治制度の仕組み

四年前までは、縣知事は内務大臣の任命によつて赴任してきたのであつて、縣民の意向にそつた人であろうとなかろうと縣民は默つていなければなりませんでした。

又市長も、選挙によつて選ばれた市会議員が選ぶ方法—間接的に市民が選任する方法が採られていましたが、新しい地方自治の制度は、知事や市町村長と、縣や市町村の議会の議員もともに住民が直接選挙によつて、私達の代表者をきめることとされました。いわゆる「大統領制」がとられたのであります。

何故こんな仕組みにかえられたのでしようか。ここをよく考えてみなければなりません。

それは、従来の間接選任の「議院内閣制」よりも、直接選任の「大統領制」の方が、より民主的であり、主権在民主義を制度化する上において最も理想的な型であるからであります。

で私達は、四年前の地方長官としての知事や、議会が選んだ市町村長と、直接私達の手によつて選挙した知事と市町村長がどう違うか、又どう違わねばならないかを十分考えてみる必要があるわけであります。

又縣や市町村の議会の議員も、知事や市町村長が住民によつて直接選ばれることとなつたため、四年前の「名誉職」としての性格を一変して、知事や市町村長と対等の立場に立つその地方公共團体の意思決定機関として、知事、市町村長とともに地方自治体の二本の大黒柱としての強い権限を持つこととなつたのであります。

即ち、今までのような長の相談相手といつた弱いものでなく、議会自ら條例を制定改廃したり或いは議決の執行を検査したり、調査したり、意見書を提出したり、その他請願を受理したりする等の強い権限が與えられ、名実共に縣や市の意思を決定する機関として知事や市町村長と同等否むしろそれ以上の性格を持つこととなつたわけであります。

又知事や市町村長も、直接住民によつて選挙されるのですから、一から十まで議会に諮つていたのでは能率的に運ぶことができませんから、長にも相当強い権限が與えられることとなりました。

この長と議会の相対立した関係、これは丁度國の場合の内閣と國会の関係に相当するわけですが、この二本の大黒柱の相牽引関係を、うまく調整して政治を行つてゆくところに、新しい地方自治制度のねらいがあるわけです。

★地方自治確立の成否は、あなたの一票にある

この新しい地方自治の制度が布かれて、丁度四年を経過しました。然し、全國的にみて、実際の運営は必らずしも十分の成果をあげたとはいえないようです。

これは、私達の政治に対する関心、即ち私達自身が知事であり、市長であり、縣会議員であり、市町村会議員であるという自覚が欠けていたことが一番大きな原因だといわれています。

私達の納める税金が、どんなことに使われているのか。私達の市や縣がどんな仕事をしているのか。これは決して他人事ではありません。私達に直接響く重大問題であります。即ち「政治は台所に直結する」とはこのことです。

こう考えてくると、こんどの地方選挙の意義の重大さに深い反省と考慮がなされなければならないことがお分りでしよう。

あなたの一票、それが地方自治が確立するか、しないかを定める唯一の切札なのであります。

早春

鹿の背にぬくむ日ざしや若芽萌ゆ　ひでを

公職資格審査について

来る四月の地方選挙に立候補される方は昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により公選による公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする場合、覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求めなければなりません。又覚書該当者の方で今般特免された方は資格審査は受ける必要はありませんが、内閣総理大臣の確認書が必要です。これら諸手続その他詳細については企画調査課迄御問合せ下さい。

自治講座　統治よりサーヴィスへ

◈中央集權と地方分權

一國の一切の政治及び行政を中央政府の手によつて直接に処理することは、不可能である。そこで政治上においては、地方團体を別に設けてこれに一定範囲の統治権の行使を委ね、又行政上においては、國の出先機関を設けてこれに一定範囲の行政事務を委譲して処理せしめる。前者は政治的地方分権であり、近代地方自治の存立の法的根拠である。後者は、官治的地方分権であり、近代行政学の示す方式に従つて行われる官廳における行政事務処理の一方式に過ぎない。ここで問題となるのは前者の地方分権についてである。すなわち、地方公共團体に対して、如何なる方法により、如何なる範囲及び程度の統治権を賦與して行使せしめるかは、地方分権の中心をなす課題であつて、これこそ立國の根本にふれる自治政策の問題である。

その國の自治政策において、徹底的な地方分権を目指すか、それとも中央集権に重きを置くかどうかによつて地方分権型の自治制度と中央集権型の自治制度の区別が生ずる。欧洲大陸諸國の自治制度は中央集権型の自治制度であるが、英米の自治制度は、地方分権型の自治制度である。わが國の自治制度は、終戦後、中央集権型の自治制度から、地方分権型の自治制度へと百八十度の轉換を遂げたのは周知のとおりである。

◈自治の發達

人類の集團生活は、血緣を共にする者から始つたといわれるが、逐次それが一定地域に共同して居住する者の集團生活へと轉化して行つたことは、歴史の跡を辿つてみてもうなずけることである。殊にそれが集團生活をなし、合議制によつて共通事項を処理し、時としては選挙の方式が用いられたであろうことは、欧洲諸國の民会、人民総会や、わが國の寄合や入札制度の中にその実例を見出すことができる。これらの事例は地方自治は民主政治の母胎であり、民主政治の源泉であつたことを示すものである。

このようにして発達してきた今日の地方自治の本質は何に求めることができるであろうか。今日の地方公共團体は、地方住民に、水道、下水道の施設を提供し各種の交通機関やガスを供與して呉れている。或いは学校、図書館、博物館、保健所、公営住宅を利用させてくれている。これは丁度、消費者が相集つて任意に消費組合を作り、有利に消費物資を購入し配分し、又適宜の施設を設けて組合員の利用に供しているのと同じであつて、唯これと異るところは、地方公共團体の場合には、住民の承諾の如何にかかわらず、強制的に全住民が構成員とされているかどうかという点だけである。換言すれば、任意的な消費組合に対して、一種の強制的な消費組合とも言える性格が、地方公共團体の特質となつているようである。[illegible]

[illegible]する團体から、個[illegible]民間團体では有[illegible]提供することがで[illegible]うなサーヴィスを[illegible]のが、地方公共團[illegible]が実情である。[illegible]な特質をなしてき[illegible]ば、統治よりサー[illegible]ということである。[illegible]共團体も、警察機[illegible]で、住民全体の安[illegible]する為に、住民[illegible]制限することがあ[illegible]における婦女子の[illegible]を制限し、集團示[illegible]事前の届出を要求[illegible]きは正にその事例[illegible]これらの作用は、[illegible]治の作用である。又地方公共團体は、法律によつて各種の行政事務の処理を要求されている。これらの事務の中にも統治作用に属するものが少くない。統治権の行使を承認されている以上、地方公共團体がいわゆる統治作用を営むのは当然であるが、地方自治が眞に自治たる所以は、住民に対するサーヴィスの提供でなければならないであろう。アメリカの自治体を見れば、この点がきわめて明確である。わが國の地方自治においても、今後統治からサーヴィスへという方向が積極果敢に取り入れられ、自治が眞に住民の渇仰する自治となり、内容のある自治となることが望ましい。

市議會の動き

平城、大安寺、東市隣接三村の合併議決さる!!

昭和二十六年初の市議会定例会は一月二十日招集、市民注視の的であつた平城、大安寺及び東市の三村を本市に編入することの可否を決する議案の外、昭和二十四年度の決算の認定その他一般会計の追加更正予算等十件が上程せられた。

三村編入問題については市長から千三百年前の歴史的沿革から説き起し、國際文化観光都市建設の都市計画的見地から考えるも又シヤウプ使節團の勧告の趣旨からみるも更にこれら三村の住民と奈良市民との風俗習慣その他あらゆる面から検討した結果、三村の申入れ通り本市に吸収編入することが適当と考えるとの力強い議案説明があり、なべじ中村議員から市長提案通り賛成する旨動議が提出され、岩谷議長が賛否をはかつたところ満場一致可決された。

次いで追加更正予算については生活扶助費において約六二五万円を減額し、代りに旧来の失業対策事業として行つていた共同作業所を発展拡充し、要援護者を対象とする相当規模の授産場を設け、更に将来は母子寮、保育所も併置した厚生施設たらしめる意図のもとに八軒町の旧昭和紡績工場の買収その他授産場設置費として一五一万余円の追加予算の外、議会、警察、蔘業経済等に若干の予算を追加することとし原案通り可決された。

なお決算については特別委員会に付託せられていたが、十一日、日曜日にもかかわらず川井委員長外五名の委員によつて慎重に審査された結果、二十二日再び本会議を開いて要認事項二件を附帯して原案通り認定せられた。

なお日程外質問として二十日には[illegible]

更に定例会第三日目は中野正夫議員から三村合併後の治安、消防対策、観光面における駐車場設置及び奈良ホテルの接収解除等六項目にわたる質問があり、更に清水議員から主要食糧登録問題、結核予防対策として市独自の療養施設を設置すべきでないかとの質問があり、市長及び関係部長より答弁があつて一月定例会は閉会した。

なお三村編入問題については市議会で二十二日議決されたので、二十三日知事に申請書が提出せられ地方自治法第七條により縣会の議決を経て知事の告示がなされれば、その告示の日から平城、大安寺、東市の三か村は廃止せられ、その他一切が奈良市に承継せられ、人口三万八千余、面積六八・五方粁の國際文化観光都市奈良の建設の第一歩を踏み出すわけである。

奈良市における男女別年令一覧表

本表は昭和二十五年十月一日現在の調べによるものです。

この表で戦争による人口の移動と高令者は女子の方が多く又幼少児における男女を比較してみるに出生率女子三に対する男子一の比率にもかかわらず男子の方が数が多く数的に逆現象を示している。

下水道事業について

―国都建設具体化の第一歩―

★下水道築造の必要性

いうまでもなく、わが奈良市は今を去る千三百年前、天平文化がりようらんと咲き誇つた古代文化の都であり天興の風光と相俟つて、つとに観光都市として世界に知られているのであります。

明治三十一年市制施行以来五十余年、この間大正五年には上水道を創設し、着々近代都市としての形態を整えてきたのでありますが、近代文化都市として最も必要なる下水道については、その必要を叫ばれながら、諸種の事情により今日に実施せられなかつたのであります。

現在、市の人口は七万六千余人でありますが、春秋のいわゆる遊覧季節には、晝間人口十五万を超え、観光客は年間七百万を数え、戦前は遠く欧米からも相当数のツーリストを迎える世界的観光都市であります。

而も、昨年施行せられた「奈良國際文化観光都市建設法」により、國際的水準による文化観光都市たらんとするためには、保健衛生上はもとより災害予防の面から考えるも一日も速かに下水道施設を完備する必要があるのであります。

このたび、國都建設事業の一端として計画致しました下水道築造計画は、一應十ケ年繼続事業とし、工事費総額八億三千万圓というぼう大なものではありますが、既に完備している上水道施設と対比するとき、物價の変遷により正確な計数は判明しませんが、大体大差ないものといえるのであります。

政府におきましても、下水道奨励の意味から年々相当多額の補助を出しているのでありまして、既に七十余都市がこれにもとづき事業を実施しているのであつて、本市の下水道築造工事の実施に当りましては、國庫からの補助とにらみ合せ、この事業実施のため特に増税したり或いは直接市民に負担をかけたりすることなく、適正合理的なる財政計画により実施することとなつています。

★下水道築造計画のあらまし

下水道の築造には、「分流式」と「合流式」の二つがありますが、こんど奈良市が実施せんとするのは、地形及び築造維持管理の簡易、工費の節約の点から「合流式」を採用せんとするものであります。

この合流式という方法は雨水、下水を一つの管に流し込んで排除する方法であります。この事業実施後は國際文化観光都市建設上最も緊急事であります水洗便所の施設は勿論、市内各所の排水溝並びに道路側溝もなくなり、蚊、蠅の発生もなくなり市民の保健衛生を守り、降雨の際浸水氾濫の被害を防ぎ、なお且つ土地利用の増大を計らんとするものであります。

なおもう一言申上げたいことは、水洗便所となつた時の農耕用肥料の問題でありますが、これは排除された場合、総て下水処理場へ流入するものでありまして、この処理場に於て各下水汚水の細菌は除去せられ、下肥にあつては乾燥処理の上科学的な肥料として拂下げることに致しますので、肥料の不足をも来たさないものであります。

以上が今回実施せんとする下水道築造工事のあらましでありますが、市民の皆様も、この事業の必要性をよく御理解下さいまして、工事が圓滑に進捗するよう格段の御協力をお願いするものであります。

火氣取扱いの不注意 實に九〇%を示す

「一に豫防！二に消防！」

火事のない住みよい奈良市を築くため是非これだけは注意しましよう

1 出る時寝る時次のヶ所に油断はありませんか。電熱器（スイッチは切つてありますか、差込口は外してありますか）電氣アイロン、焚火、コタツ、火鉢、カマド、火消壺、取灰、風呂場、残火

2 引込線、室内配線の不良により漏電の危険はありませんか（素人の電氣工事は危険です）

3 フユーズの代りに銅線や鉄線がはいつていませんか。

4 配電会社の試験済や認定済でない器具を使つてはいませんか。

5 煙突の破損、屋根裏との接触部に注意し掃除は毎月一回以上励行しましよう。

6 竈、風呂場、ストーブ等火を使う場所は常に清潔整頓し竈の裏側及び破損ヶ所は早速修理しましよう。

7 こんろ、火消壺は不燃性の台の上で使用し火消壺は不燃性のものを使用しましよう。

8 炬燵、火鉢の取扱と後始末には充分注意しましよう。

9 取灰、取火は完全に冷却してから必ず不燃性の容器に入れましよう。

10 玩具類（特にセルロイド製品）が火氣の附近に投げやりのまゝになつてはいけません。

11 お子さんの弄火に油断はありませんか。

12 火のついた煙草、マッチ又残火をみだりに燃え易いものの附近に捨てぬようにしましよう。

13 ガソリン、ベンゾール等危険なものは安全な場所に保管しましよう。

14 常に万一の場合に備え消火用の水（防火用水）は用意されておりますか

15 火災を発見した場合は**一一九番消防署へ。**

以上の事項をよく御理解下さいまして一層の御協力を御願い致します。

（奈良市消防本部）

「市民レクリエーション教室」講習會開く

二月二十六日から…三月二十日まで

一、趣旨

人としてこの世に生を享けた以上誰でもが一生を楽しく幸福に送りたいとする願望をもつて居ることはいうまでもありません。

これら楽しい人生、幸福なる生活を営むためにはその一つとしてレクリエーションの必要性が認められるのであります。もしレクリエーションを生活過程の中に求め得ない人があるとするならば、その人は知らず知らずの間に不健康な神経のとがつた人生の喜びも楽しみも知らない人となることはいうまでもないところであります。

又レクリエーションこそは單に楽しむことのために行うものではなく社会に於いて最も必要とする協同生活の尊さ、そのものをも教えてくれるものであります。

この意味からレクリエーションの重要性が叫ばれているのであります。

この時において日常生活の中にレクリエーションを浸透せじめて行くことは健全明朗なる家庭生活を築くことになり、ひいては國際文化観光都市としての大奈良市建設の基礎となる、豊かな情操高き人士を育成することができるのではないかと信じます。このたび市社会教育課では次の計画によつて市民レクリエーション教室を開講することと致しましたから多数市民の参加をお待ち致します。

一、日時及び会場

二月二十六日及二月二十七日＝椿井小学校講堂

二月二十八日及三月一日＝飛鳥小学校講堂

三月六日及三月七日＝済美小学校講堂

三月八日及三月九日＝鼓阪小学校講堂

三月十二日及三月十三日＝佐保小学校講堂

三月十四日及三月十五日＝大宮小学校講堂

二月十九日及三月二十日＝都跡小学校講堂

各会場並各日共……自午後七時より＝至午後九時まで

一、講師及実技指導

講師　奈良市教育部長

奈良市社会教育課長

指導　奈良市社会教育課員

一、受講申込方法

講習会前日迄に各出張所を通じて社会教育課に申込むこと。

貴方の選擧權は

…選擧人名簿について…

今春の地方選挙に投票できる人は選挙人名簿に登録されている方に限ります。

◉選擧人名簿

こんどの選挙に使用致します選挙人名簿は

1 基本選挙人名簿（昭和二十五年九月十五日現在調）

2 奈良縣教育委員会補充選挙人名簿（昨年十一月十日施行の委員選挙の際作成せるもの）

3 補充選挙人名簿（今回更に次の條件により作成致します）

右の三種類です。

◉補充選擧人名簿

これから作成するものでありますから次の條件にあてはまる人は市選挙管理委員会え申請して頂かねばなりません（各出張所でも受理致します）これに洩れた方は如何なる理由がありましても投票ができませんので良く御注意願います。

◉選擧人名簿登載資格

1 基本選挙人名簿に登録されるものが洩れている場合の方（共通）

2 昭和二十六年四月二十三日現在で居住日数が三ヶ月になる方（本年一月二十四日以前より引続き当市に住んでおられる方―共通）

又は昭和二十六年四月三十日現在で居住日数が三ヶ月になる方（本年二月一日以前より引続き当市に住んでおられる方―知事、縣会議員選挙のみ）

3 最近海外から引揚げてこられ、その後当市に住んでおられる方（共通）

4 昭和二十六年四月二十三日現在で満二十才に達した方（昭和六年四月二十四日迄に生れた方―共通）又は本年四月三十日現在で満二十才に達した方（昭和六年五月一日迄に生れた方―知事、縣会議員選挙のみ）

5 準禁治産のため従前選挙権のなかつた方（共通）

6 禁錮以上の刑に処せられ現在刑の執行猶予中の方（共通）但し選挙犯罪による刑に処せられた方を除く。

◉名簿登載申請

申請はなるべく三月中にして下さる様お願いします。又虚偽の申告をして名簿に登載され投票された方は禁錮の刑に処せられますから御注意願います。

不在者投票は選挙告示後受付けることになつておりますが、これについての詳細は次号市民だよりに掲載致します。

なお今回立候補をせられる方、或は選挙人名簿のこと等についての**お問合せの方は**

奈良市選挙管理委員会え

二月の臨時納税所開設日と場所

皆さんの納税

來る 20日 26日 27日 28日

臨時納税所

鼓阪出張所
飛鳥出張所
済美出張所
椿井出張所
佐保出張所
大宮出張所
都跡出張所

28日（水）

南半田　兒童会館
高圓町　宅春日社務所
東木辻　木辻瓦堂特殊喫茶店組合事務所
小川町　啓運寺
西包永　富田氏宅
下三條　吉村氏宅
法ヶ寺　会所
般若寺　大南氏宅
下高畑　井岡氏宅
南京終　大東氏宅
菖蒲池　三岡氏宅
西ノ京　稲葉氏宅
佐紀町　門外会所

奈良市の繁榮

税務告知板

一 昭和二十六年度償却資産申告書及び固定資産（事業用家屋）申告書の提出

この「市民だより」が御手許に届く頃には申告書はもう御出しになられたことと思いますが、提出期限は二月十五日になつていますので、まだの方は至急提出して下さい。記載要領は既にお送り致しました「固定資産（償却資産）申告の手引」を御覧下さいまして判らない点は御遠慮なく固定資産税係へ御問合せ下さい。

二 自轉車荷車等の鑑札

自轉車、荷車、リヤカー等を所有しておられる方で無鑑札の方は一齊検査の時色々御迷惑のかかることになりますから至急に雑植税係で鑑札をうけて下さい。

三 源泉徴收票の提出

個人及び法人で給與所得を支拂つておられる方は所得税源泉徴收票（昭和二十五年一月より十二月まで）を提出して頂くよう義務づけられていますので未提出の方は至急に出して下さい。源泉徴收票は市内在住者ばかりでなく市外より通勤せられている方も全て含まれます。

四 家屋の構造及び床面積その他に異動があつた時の届出

家屋の新築、増築、改築移築等された場合構造或は床面積その他において異動が生じたときは、家屋台帳並びに家屋見取図の訂正をしなければなりませんので一ヶ月以内に届出て下さい。用紙は固定資産税係にあります。

なおこれら税務について判らない点があれば税務課までお問合せ下さい。

（財務部税務課）

公聽板

円満なる市政遂行上、市政についての質問御意見をどしとし御寄せ下さい。お答えは主管課を通じて本欄で致します。投書の際は住所、氏名、職業を明記願います。宛先は廣報文書課へ。

冬期農業調査が行われます

農業生産力についての正確な資料と、農業経営を統計的に把握し、各種行政の重要な資料を得るために毎年夏冬二回の農業調査が縣下一齊に実施されます。

このたび行われる冬期農業調査は二月一日現在をもつて各農家を対照とした調査で、この調査を受ける世帯は冬期作物の作付如何にかかわらず、経営耕地を有するすべての世帯であつて、完全保有、不完全保有、各農家及びその他に区別されます。

農業水産業調査員が各世帯を訪問致しますから、農業調査の趣旨を充分御理解下さいまして事実をありのまま正確に申告下さるようお願い致します。

就学期の春近すく御父兄の方々へ

「昭和十九年四月二日」より「昭和二十年四月一日」迄の間にお生れになつた子供さんは、来る四月九日に市内七小学校へそれぞれ入学して頂くのでありますが、入学期を前に控えて市では去る一月三十日から二月十五日迄の間に各々の小学校で就学前検査を行いましたが、この検査にもれた方は至急、市教育部学務課へ御申出下さるよう御願い致します。

廣報燈

△市民による市民のための政治という民主市政の手びきの一つとしての「市民だより」も梨のつぶての感があつたが、最近になつてようやく市民の間に関心を呼び起していることを知つてよろこびに堪えない。

△地方選挙の期日も定まつて、この四月には知事、市長、縣、市会議員の改選が行われるわけであるが、この選挙の結果如何は地方自治えの認識度合を計るバロメーターであり、地方自治確立の成否をトする試金石でもある。

△新しい地方自治の制度が布かれて四年、如何に立派な制度もこれを動かすのは人である。「制度と人」この両者は車の両輪である。

△時恰も國際文化観光都市建設の第一歩は踏み出された。もとよりこの大事業は短日月で完成すべくもなく、奈良市將来の理想としてじつくり腰をすえてかからねばならない。下水道築造はその手始めの事業であり、これからが仕事である。

△國都建設も決して人委せであつてはならない。市民が投票によつて作つた「國都法」の活殺権は、市民が持つていることを銘肝せられたい。

△國税、縣税、市税と税で街の話題はやかましいが自分の住む市や縣や國をよくするための財源となる意義を考えるならば、その「税の行方」が問題であらねばならぬ。納税は國民の義務といつたことより、進んで負担分任の心構えをもつてほしいもの、そこに政治は國民のものとなる前提がある。

△広報と公聽、これは「民主政治の申し子」である。顧みて「市民だより」が果してこの役目を完全に果しているや否や、市民の御理解と御協力を乞うや切なるものがある。

町の由来 No. 2

椿井町

昔このあたりに椿井という泉があつたと傳えられ、それが町名となつたものらしい、中世には各寺の佛像を造る工匠達がこの町に住みそれを椿井佛所といつた。

木辻町

往古この辺りは田園で、その中に一つの辻堂と大榎の木があつた、その木の下に二三軒の茶屋を建て、ひそかに夜発の族をおいたが追々と繁昌して遂に傾城町となつたという。

手貝町

東大寺鎮守八幡のお祭轉害会が営まれたという轉害門を中心とする町だから轉訛して「手貝町」と呼ぶようになつた、この辺り中世は旅宿郷として栄え多くの宿屋があつた。